



## 財産区について

### 質 問

財産区住民の福祉向上のため、いくつかある財産区財産を一部売却し、その処分代金で、財産区の拡張や、当該財産区の住民自治会等への補助金に充てるか、もしくは処分代金を当該財産区住民へ分配しようと考えていますがその可否。

また財産区財産を売却することにより、消滅する財産区がありますので、その消滅する時期について教えてください。

### 回 答

#### 1. 財産区の成り立ち

設問を考えるにあたり、財産区の歴史的沿革や、それに伴う財産区の権能とその限界を把握する必要があります。

財産区は、明治・昭和に代表されるような、全国的な大合併が推進されるなか、合併の円滑化を図るために、一部の財産又は公の施設は市町村に帰属させず、その区域を財産区として特別の法規制の下に制限させることにより誕生しました。また、市町村の廃置分合若しくは境界変更の際に成立したものもあります。つまり、もともと財産区は合併推進のために便宜的に設置されたものであり、その財産又は公の施設は、本来市町村有とされるべきものが例外的に、財産区有となったのです。

財産区制度は、財産区として所有している財産、公の施設が主としてその住民の共同生活上必要なものであり、積極的にそれらを活用するというよりむしろこれを保存したり、維持したりする目的で成立してきたという過程から、その権利能力は限定されており、管理及び処分に関する権能のみしか与えられていません。

#### 2. 財産区を取り巻く現状

財産区制度は、市制・町村制施行以来長い歴史を持ち、その間社会経済が著しい変化を遂げ、現在では財産区制度創設当時からは予想し得なかった様々な問題が生じています。

その原因として、財産区の有する財産の価値の変化があります。財産区の財産が本来持っていた存在価値（使用収益）は低下し、社会経済情勢の変化に伴う急激な土地の値上がりによって、例えば財産区のため池を埋め立てて宅地等、開発地の対象にするというような換金価値の側面が認められるようになってきたためです。

また、過去において財産区住民は日常生活上財産区財産と密接不可分な関係を有していましたが、生活様式の都市化、生活圏の広域化等により、現在では日常生活上財産区に依存しなくても、不便、不都合を必ずしも感じなくなっており、財産区の財産に対する権利意識が変化してきています。

#### 3. 財産区の権能

財産区の権能は、財産区制度の沿革上の理由により財産区住民の正当に享受する利益を保護するために必要とされる管理行為等の消極的な行為に限定されており、新たな財産の取得等の積極的な行為はその権能とされていません。

財産区が行い得る管理行為とは①保存行為②利用行為③改良行為があります。

- ①保存行為 所有する財産の滅失、毀損を防ぎ財産の現状を維持する行為です。
- ②利用行為 財産の性質に従って利用する行為です。財産の性質を変える場合は利用行為といえません。
- ③改良行為 財産の本来の性質を変えない範囲内でその利用価値又は交換価値を増加させる行為です。

#### 4. 質問に関する回答

##### ①従前より所有している財産の拡張について

財産区は従前より所有している財産の管理処分についてのみ人格を認められるものであり、その所有する財産を拡張することを予想しているものでないことは、地方自治法第294条が「財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止」についてのみ規定し、「取得」についてなら規定していないことからみても明らかですが、従来の財産の本質に変更がないこと、また、管理行為の範囲内であれば、新たな財産の取得も可能であると解されています。

しかし、どの程度の拡張が本質に変更がなく、かつ管理の範囲内であるかについては個々の事例に基づき判断していくしかありません。

さらに、財産の管理とは、当該財産の存立を維持し、できる限り完全にその本来の目的を達せしめるに必用な作用をいい、それには、単に保存行為のみならず改良行為も含まれるものです。(行実T.15.3.9)

つまり、財産の管理の範囲に属する財産の取得と言い得るためには、少なくともその対象となる財産が一体性を有していることが必要です。

例としては、山林の管理のための器具の購入や林野の管理の効率化のために現在ある山林を拡張する必要から、新たに山林を買い入れることは差支えないと考えられますが、新たな公共施設建築の為に山林を購入することは、山林の管理行為の範囲を逸脱し財産区本来の目的と性格を変更するものであるためできません。

##### ②財産区住民の福祉の増進と補助金について

財産区はその財産又は公の施設の維持管理上必要である場合においては、その限度内において寄附又は補助をすることができる(行実S.2.7.29)。とされ、また、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。」(地方自治法第296条の5第1項)としています。

財産区住民の福祉を増進する観点から考えれば、

財産区からの補助金を同区域内の自治会や青年団、婦人会等の費用に充てること等、財産区から補助や寄附が出来得ると考えられそうですが、この考え方を極論すれば、財産区住民の福祉の増進という大義名分によって、所有する財産や公の施設の範囲は際限なく拡大していきかねません。

したがって、補助金の支出の可否は、財産区住民の福祉の増進に寄与するものであるかどうかという観点からのみ判断するのではなく、むしろ財産区の権能の本質から考えて、当該財産区の所有し又は設置する財産又は公の施設の管理上必要な限度内のものであるかどうかの観点から判断する必要があります。

##### ③財産処分代金の使途について

財産処分代金の住民分配については、行政事例は一貫して「穏当ではない」としています。

財産区の住民は、財産区の財産に対して自分たちのものであるという権利意識のようなものを持っているようですが、財産区の財産は、合併前の旧市町村のものであって決して住民のものではありません。通常の市町村の財産に対して市町村の住民がその共有権を主張しえないのと同様で、財産区の住民も財産区の財産に共有権を主張できません。したがって、財産を処分してその代金を分配する行為は決してできません。

##### ④財産区の消滅について

財産区の消滅の手続きについて明文の規定はありませんが、財産区は財産を有し又は公の施設を設けている限りにおいて法人格を認められているので、これらを処分して財産区としての存在意義を失ったとき当然に消滅する(行実S.27.11.4)と考えられます。つまり、財産区の財産を換金して所有しているだけでは存在できないこととなります。

しかし、換金後においても元の財産区財産の本質と異なる代替物を取得できる状態であれば直ちに財産区は消滅しません。

また、財産区の消滅時点については、その管理していた財産のすべてを失った時、すなわち、売買契約の締結等により所有権の移転登記がなされ

た時と考えられます。

一方「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」（地方自治法第294条第3項）となっています。このことは、必ずしも特別会計を設けなければならないという意味ではないですが、財産区は独立した地方公共団体ですので、財産区の収支を明確にしておく必要があるので区分して経理することになります。

財産区の消滅と同時に財産区会計は消滅しますが、財産区が消滅するのであるならば財産区の歳入歳出を経理していた会計は不要となるので、特別会計を設けているものであれば、直近の時期に当該特別会計設置条例の廃止をすることが適当です。

（大阪府総務部市町村課行政グループ）